

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百四十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月一日から適用する。ただし、同年十一月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別表	別表
I (略)	I (略)
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～132 (略)	001～132 (略)
133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) P T Aバルーンカテーテル	(3) P T Aバルーンカテーテル
①～⑤ (略)	①～⑤ (略)
⑥ 再狭窄抑制型 170,000円	(新設)
(4)～(22) (略)	(4)～(22) (略)
134～193 (略)	134～193 (略)
194 人工椎間板 296,000円	(新設)
195 体表面用電場電極 35,200円	(新設)
III～V (略)	III～V (略)
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
品 名 単 位 材料価格	品 名 単 位 材料価格
001～057 (略)	001～057 (略)
058 CAD/CAM冠用材料	058 CAD/CAM冠用材料 1個 3,820円
(1) CAD/CAM冠用材料 (I) 1個 3,820円	
(2) CAD/CAM冠用材料 (II) 1個 5,230円	
059 (略)	059 (略)
VII～IX (略)	VII～IX (略)